

議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第75号 瑞穂市教育支援センター条例の制定について
- 日程第3 議案第76号 瑞穂市放課後児童クラブ施設条例の制定について
- 日程第4 議案第77号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第78号 瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第79号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第80号 瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第81号 瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第82号 平成21年度瑞穂市一般会計補正予算(第7号)
- 日程第10 議案第83号 平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第84号 平成21年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第85号 平成21年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第86号 平成21年度瑞穂市下水道(コミュニティ・プラント)事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第87号 平成21年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第88号 市道路線の認定及び廃止について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	土屋	隆義
3番	熊谷	祐子	4番	西岡	一成
5番	庄田	昭人	6番	森	治久
7番	棚橋	敏明	8番	広瀬	武雄
9番	松野	藤四郎	10番	広瀬	捨男
11番	土田	裕	12番	小寺	徹

13番 若井千尋
15番 山田隆義
17番 若園五朗
19番 藤橋礼治

14番 清水治
16番 広瀬時男
18番 星川睦枝
20番 小川勝範

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	副市長	豊田正利
教育長	横山博信	企画部長	奥田尚道
総務部長	新田年一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	伊藤脩祠
福祉部長	石川秀夫	都市整備部長	福富保文
調整監	水野幸雄	環境水道部長	河合信
会計管理者	広瀬幸四郎	教育次長	林鉄雄

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷲見秀意	書記	清水千尋
書記	棚瀬敦夫		

開議の宣告

議長（小川勝範君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 諸般の報告

議長（小川勝範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

平成21年第4回もとす広域連合議会臨時会について、星川睦枝君から報告願います。

18番 星川睦枝君。

18番（星川睦枝君） 18番 星川睦枝です。

議長より御指名をいただきましたので、平成21年第4回もとす広域連合議会臨時会について、代表して報告いたします。

第4回臨時会は、11月30日に、1日間の会期で開催されました。

今議会に広域連合長から提出された議案は3件で、内訳は、専決処分の承認を求めるもの1件、条例の一部改正を行うもの1件、建設工事請負契約の締結を行うもの1件でした。

専決処分の承認については、療育医療施設特別会計の補正予算で、幼児療育センター建設に係る施設建設整備事業費の一部を翌年度に繰り越して使用することができるように専決処分をしたものです。

条例の一部改正については、平成21年度の人事院及び岐阜県人事委員会の給与勧告に準拠し、期末手当や給料表などの改正を行うものです。

建設工事請負契約の締結については、幼児療育センターの建設工事の請負契約を締結するに当たり議会の議決を求めるもので、契約金額は2億3,814万円、契約の相手方は株式会社土屋組です。

広域連合長より提出された議案は、広域連合長より提案理由の説明の後、委員会付託を省略し、質疑・討論・採決を行い、いずれも承認または原案のとおり可決されました。

以上、平成21年第4回もとす広域連合議会臨時会の報告とさせていただきますが、これら臨時会の議案書及び詳細な資料を議会事務局に預けてありますので、御希望の方はごらんください。

終わります。

議長（小川勝範君） ありがとうございました。

以上、報告した資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第75号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第2、議案第75号瑞穂市教育支援センター条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

議案第75号について質疑をさせていただきます。

読んでみて、私にとりましては非常にわかりにくい議案でございました。何がわかりにくいかというと、提案理由のところに、「市の教育に関する調査及び研究、教職員の研修、教育情報の提供、教育相談並びに社会教育の振興を図るため、このセンター条例を制定したい」とありますが、これはセンター条例の第1条、設置理由というところがございますが、これはそもそも、前身である瑞穂市教育研究所条例の第1条の初めと全く同じなので、実態があったかどうかは別として、とにかく条例上は瑞穂市教育研究所の設置目的と同じものをつくるために支援センターをつくるというふうに読めてしまうので、設置の理由がよくわかりません。つまり、はっきり言い直せば、瑞穂市教育研究所に関する条例を廃止し、瑞穂市教育支援センターをつくって、その条例を制定するという意味なんですね。ですから、なぜこの瑞穂市教育研究所とそれに関する条例を廃止し、新しく教育支援センターとそれに関する条例をつくるのかということをもともと御説明いただかないと、このセンター条例に対する議案が出てきた理由が非常に私としてはわかりませんので、それを説明していただきたいと思います。全く同じですので、両方とも、条例の第1条の設置の目的。それを理由に上げられると非常にわからないんです、前と一緒にじゃないかと思ってしまいますので。

以下、自席で質問させていただきます。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） おはようございます。

熊谷議員の指摘のあった、教育研究所と教育支援センターは全く同じではないかという御指摘ですが、そのとおりでございます。教育研究所という形で、これまでこの設置目的にあるような内容を行ってまいりました。しかし、今回、この教育支援センターをつくっていただくということにかかわって、特に子供の側の表現に名称を変えたいという思いで、教育研究所というどうしても教員だけのそういった世界のようにとらえがちですので、教育支援センターということで、子供も利用する、そういう施設として、名称を子供の側にわかりやすいものにしたと考えたことが第一です。

それから、これまで教育研究所条例、平成15年5月1日に条例第58号で設置していただいたものですが、これが設置目的、名称、位置、それから所管は教育委員会、事業は8点、それから職員というような、そういった大変簡単な内容でして、それ以降に条例施行規則で運営委員会を位置づけ、それからさらにその中身について教科等指導委員会という先生方の組織を示すといった幾つにも分かれていたものを、今回、その運営委員会もこの条例の中に含めていきたいと。内容を整理して一つのもので、できるだけ条例ですべてをあらわしたいと考えて、この教育支援センターの条例ということをご提案させていただいております。

また、ホールとか小会議室等ありますので、そこの貸し館業務も行うということで、より広く市民の社会教育の振興にも役立てるといふ、そういったものも含めてすべてをこの条例でわかりやすくしようと、一本の条例ですべてをあらわそうということでございます。

一番最初に言いましたように、教育研究所というのがもう古い、教員だけの世界のような名称でございますので、他市町にはまだ教育研究所という名称を持って続けてみえるところもあります。また、少年センターとか支援センターみたいな、そういった名称に変えているものもありますので、瑞穂市は市として教育支援センター、子供のためにある施設ということで、そのような名称を教育長として変えたいということから動き出したものでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 2点御説明いただきました。

それで一つ目は、子供の側の表現に変えたいと。確かに利用者、アジサイスクールも入りますし、貸し館業務も入りますので、確かに利用者というか、貸し館とアジサイスクールのために、つまり変えたと受け取っていいんじゃないかと思うんですが、内容的に、そもそもこのセンター条例の第1条、2行目、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき」とありますが、これを調べてみますと、こういうふうになっていますね。「地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館、その他の教育機関を設置するほか」、ここからですね、関係あるのは、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究または教育関係職員のための研修、保健もしくは福利厚生に関する施設、その他の必要な教育機関を設置することができる。ですから、今度のこのセンターは、この後半の、「ほか、条例でこれを定めることができる」と、これに当たると思うんですが、これをもう一回申し上げますと、教育に関する専門的、技術的事項の研究、これが研究所に当たるわけですね。または教育関係職員の研修、保健、もしくは福利厚生に関する施設、その他の教育機関を設置することができるので、そもそもこの第1条の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第30条自体が、子供の側からとか利用者の側に立って、市民の側に立つ法律ではないんですね。今読みましたように、簡単に言えば教育に関する研究か、または教育関係者の職員のため

めの施設を設置することができるということですから、アジサイスクールで子供のための施設とか、それから貸し館業務というのは、そもそもこの規定に基づくところの法律とかなりずれらんじゃないかと思うんですが、その辺の御見解はいかがでしょうか。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今指摘いただいたように、地教行法の30条の内容ですが、その他必要と認めるそういう教育機関として教育長は考えております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 疑問に対して直接はお答えいただけませんでしたでしたが、質疑の二つ目に移ります。

もとあった教育研究所条例の第3条は、ほとんどがもとの教育条例ですが、削除されているのが三つほどあるんですが、第3条「研究所は、瑞穂市教育委員会の所管に属する」と。これはなくなるわけですが、この支援センターはどこかの所管に属するんでしょうか。もし教育委員会の所管に属するんなら、支援センターは瑞穂市教育委員会の所管に属するというのを残してもいいように思うんですが、全く抜けてしまうのは、所管が変わるんでしょうか、教育委員会とは。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 教育研究所は、教育委員会の学校教育課長が所長を兼ねるということで、第4条の職員のところで、新しい教育支援センター条例の方の4条の方で「所長を置き、必要な職員を置く」ということで、この所長のところ、口頭で学校教育課長という、それが所長ですよと前回口頭で言わせていただいたんですが、これは教育委員会の方で所管をしていきます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） つまり変わらないということですね。わかりました。

それから、この条例が出てきた発生源はどこですかということをお聞きしたいんですが、「発生源」という言葉は、7月23日に議員研修で伊賀市議会へ行ったときに、この伊賀市議会基本条例を制定したときの特徴七つを安本さんという女性の方に御説明いただいた三つ目にこういうのがあります。議会審議における論点情報の形成をすると。これに七つほどあったんですが、その第1に、政策の発生源はどこかと。一体この政策は、最初にどこから出てきたのかと、これを議会では明らかにさせるようにしたというのがあって大変感動いたしました。この政策の発生源、最初ですよ、いつどこで出てきたか。もうちょっと言いますと、その安本さんという方の御説明によると、いつどこでその話は出て、そこにだれがいたのかと、こういう

ことを議会で明らかにさせると。つまり表の会議で出てきたのか、そうじゃないところで出てきたのかをはっきりさせると言っていました。ちょっとその発生源を教えてください。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） この政策の「この」の指示語の中身がよくわかりませんが、大体推測してお話ししますが、この教育支援センターという政策ということによろしいですか。先ほども述べさせていただきましたが、私は「教育研究所」という名称は大変古い名称だと思っております。「教育支援センター」という近代的なというか、この都市にふさわしい名称にしたいかねがね思っておったところでございます。それについて相談をかけたところが、定例教育委員会でこういった教育支援センターに名前を変更したいと、そこら辺で教育委員会の方からも賛同いただきましたので、このような条例ということで提案させていただいております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 名前が古いというだけで変えたいという政策というのは非常に驚きますが、じゃあ今まで教育研究所の事業は具体的に何をしていたか。そして今後、名前が変わっただけといいますが、古いから「センター」という片仮名が入った名前にしたということですが、今後、この教育研究所に当たる部分の事業は、やっぱり中身も新しくしなければいけないでしょうから、もう一回言いますけど、教育支援センターは、教育研究所、プラスアジサイスクール、プラス貸し館事業と幅が広がったわけですね。そのもとからあった教育研究所の部分を聞いているわけですが、つまり教育に関する研究と、それから教育関係職員の研修ですね、その部分については、今まで具体的に何をされていて、今後どういうふうに事業を広げたいと思っていらっしゃる御計画なのかをお聞きしたいと思います。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） これまで教育研究所として教員の研修は、平成15年、合併以来どんどん充実を図ってきております。特に教員というのは、免許を取って採用されてから、研修が現場研修ということで、国の方も研修をしなければならないと。そういったことで、これが県で行わねばならない研修もありますが、市町村においても、それぞれの市町村において研修を充実させることが喫緊の課題であるということで、どんどんふやしてきているということで、それはご理解いただけたと思いますが、また、ここの条例の事業の中に幾つか整理してありますが、ここの中で教育情報の整理収集とかこういったもの、幾つか冊子をつくったり、いろいろな学校とか県の資料を持ってあるわけですが、その場所についてもなかなか、この場所に行けばすべてが手に入るということではなくて、いろんなロッカーとかそういったところに整理されているのが実情でございます。そういった教育情報を一括して管理して貸し出したり、そ

ういった機能もこれから期待ができると思っております。

また、このアジサイスクール、ハナミズキの会、親の会ですが、そういった会が、現在、巢南の公民館の方で行われております。不登校になって、友達にも、それから大人の人にも顔を合わすことを避けたいような子供がいる中で、新しく教育支援センターをつくっていただくということで、私は今年度、昨年度来言っておるんですが、特別支援教育というのは現代の子供たちにとって大変重要な教育施策の一つになると思っております。そういった意味で、現在の教育研究所よりもはるかに、アジサイスクール等を含めた特別支援にかかわるような重要な拠点になるかと思います。

今年度、穂積小学校で特別支援教育を大変よくやっておっていただいた大野という者を学校教育課に入れました。彼を中心にして、今、特別支援教育が、ちょっと話がずれていっているかもしれませんが、どんどん充実を今図っているところでございますので、彼が中心となって活動する場所としても、そういう意味で、教育研究所時代にそれぞれそこそこやろうとはしてきて、特に教員研修を中心に大きく充実を図ってきたんですが、さらに充実を図るということで、前の条例では8項目にわたって事業を説明してありましたが、今回は、見ていただくように、6項目に整理をし直しております。それは、最初の教育研究所条例を立ち上げたところで、全県のいろんなものを寄せ集めてまずスタートを切ったという経緯がございまして、改めてこの条例の事業すべてを、何をやっていくのかというあたりをわかりやすくするために、またこれを6事業に整理をし直させていただきました。

そういった合併以来、瑞穂市として歩んできた数年間の実績を踏まえて、新しく教育支援センターということで、この条例で実際の中身が伴う施策にしようということでございます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 教員の研修と、資料の置き場所もなかったのということですが、中身の伴うというふうに最後に締めくくられましたが、今まではあまり事業そのものがなかったのかなと。する場所もなかったわけですから、ちょっとわかりませんが、二つ目の資料の置き場所としてもいいということであれば、もとの教育研究所条例の第4条の4「教育に関する資料の収集、整理、保管及び利用に関すること」というのがあったのが、今度抜いていますね。重要ではないですか、これは。何で抜いたんでしょうかね。資料の置き場所としても非常にいいということであれば、わざわざこれを抜いた理由がよくわかりませんが。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 旧の教育研究所条例ですね。これまでの教育研究所条例の第4条の3に「情報教育に関する資料の収集、作成及び提供に関すること」というのがありました。それ

から第4条の4に「教育に関する資料の収集、整理、保管及び利用に関すること」というのがありました。この二つを今度の教育支援センター条例では第3条の3に一つにまとめてあらわしております。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 旧の教育研究所条例の3と4は、ちゃんと丁寧に読みますと随分違うと思うんですが、こだわらないことにいたします。

それで、あとお聞きしたいことは、さっき発生源のことをお聞きしたら名前が古いからと言われました。そして今、全県の教育研究所の資料を集めたと言われましたが、これは市民から言われて私も知ったんですが、たしか土岐市だったと思いますが、土岐市の教育研究所は素晴らしい内容をやっていますよね、ホームページまで持って。1ヵ月の教育研究所の事業のカレンダーまで出していますね、何をやっているかと。ですから、古いとは絶対言えないと思うんですが、市民から教えられてあれを見まして、私も、ええっ、こういうのがあるのと思って、教育研究所というのを市の例規集で見たらこの条例があったもんですから、瑞穂市にもあるんだと初めて気がついたという経験がちょっとこの間うちにありましたので、その記録が私のブログに載っておりますが、つまり名前が古いから支援センターにしたというのは、やっぱり内容ですね、素晴らしい教育研究所の事業をホームページまでつくって、その内容を見たら、本当に教育委員会のホームページかと。教育委員会の中の中核なのかもしれませんけど、ああいうところは。ですから、名前が古いからだけではなくて、実際にその名前で内容が素晴らしいのを行っているところがあるということだと思いますが、最後に一つちょっと確認させていただきます。

これは今まで質疑させていただきましたように、非常にわかりにくくて調べました。それで、政策が変わるときとか、新しい政策が出てくるときにとか、表向きの理由、名目と裏事情がある場合が多いと。それは政治家が絡んでいたりすることが多いわけですが、私が思うのは、さっきの発生源を聞いたのと非常に関係があるんですが、少しずつ耳に入ってきたのは、アジサイスクールを今までやっていた巢南の就業支援センターは、目的外使用をしているから、あそこにアジサイスクールを置くのはおかしいという御批判を受けて、片や給食センターはずっとあのままであったので、ちょうどいいと。こっちを利用したらいいんじゃないかと。そして、巢南の方のための貸し館ということも場所が広がるわけですから。つまり、この地教法の目的のためと。教育に関する研究と職員のための研修所の崇高な目的のためというよりは、建物ですね。あっちの建物はちょっと使えなくて、ちょうどこっちの建物があったからいいという、建物の事情が先行してこうなったんじゃないかと思うんですが、これをちょっと確認させてください。それは全くなかったのか、それもあったのか。どっちが先かですね。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 土岐市の教育研究所がすばらしいということで、そういう教育支援センターにしたいと思っております。どちらが先かというか、これは同時、より教育支援センターとして教育機関、一つの施設として設置するというタイミングが合ったということでございます。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第76号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第3、議案第76号瑞穂市放課後児童クラブ施設条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第77号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第4、議案第77号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

附属機関設置条例の一部改正ですが、この中にある関係団体とは、どこを予定していますでしょうか。これが一つ目です。

それから二つ目、附属機関に関して、非常に細かい、行き届いた要綱がたくさんつくられております。これは堀市長になってから整備されたものですが、この要綱に基づいて、会議録が作成されておりますが、最初にあった附属機関が下水道審議会、2年ぐらいにわたってやったと思いますが、これは発言者が明記されておりますが、これが最近はA、B、Cとか、発言者明

記ではなくなっておりますが、こういうふうになった経緯ですね、この2点をまず質問させていただきます。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） ただいまの瑞穂市景観計画策定委員会の関係機関とはどんなところを予定しているかというお話でございますが、都市計画審議会、自治会、それから建築士会、商工会、農業委員会、文化財保護審議会、以上を予定しております。

それから、二つ目の会議録の問題ですが、この審議会につきましては、開催の際に委員の皆様方に明記の話をして、御了解がいただけるようでしたら載せる方向で動きたいと思っております。

ほかの経過については、ちょっと私わかりませんので、よろしくお願いします。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 附属機関設置条例の一部を改正する条例ですので、それに基づいて質問をいたしますが、審議会に関するホームページには、瑞穂市では、施策などの意思形成段階における市民参加を図るとともに、公正で透明性の高い開かれた市政を推進するために審議会等の設置及び運営に関する基本方針を策定すると、公正で透明性の高い。それから、審議会等の設置及び運営に関する要綱にも、第4条、審議会等の公開というのがありまして、審議会等の会議は、原則として公開すると。傍聴に行ったら、だれが何をしゃべっているか、もちろんわかるわけですね、公開して。それだったら、傍聴に来られない人に対しても発言者明記で書くのが筋じゃないかと思うんですが、最近、集中的に各審議会等を傍聴してみました。そうしますと、第1回目というか、ことし初めての審議会というところにたまたま立ち会いましたら、冒頭のところで、この審議会の会議録を公表するときに発言者を書いていいですかどうですかと問いかけを行政がなさって、そうしたら、いわゆる関係団体が来ていて、一番初めの方が「充て職で来たんやで」と言って、2番目の方が「専門じゃないんやで」と言って、以下「多い方に従います」とか言って、ただ1人だけ、公開が原則で、透明性のある運営をしなければいけないんだから発言者明記が当然だという人が1人だけいましたが、1対幾つだったかな、あれは。

ということで、じゃあA、B、Cでやりますということになりましたが、ちょっと伺いたいんですが、もうちょっとこの附属機関の全体がわかる方に御答弁いただきたいんですが、市がこれだけ透明性のあることを打ち出してスタートしたわけですから、「市の基本姿勢としては公正で透明性のある市政運営をするのが原則ですので、基本的に発言者明記で会議録は公開したいと思います」とちゃんと言って方針を説明して、その上で正当というか、仕方がない理由が多々あればそれは聞くと。審議会の内容によってはあるかもしれませんので。初めから「ど

うちにしますか」という聞き方は非常に市の主体性がないと思うんです。

充て職の方が非常に多いんですが、同じ団体の方が幾つも幾つもの審議会に出ていて、私幾つも集中的に見ましたので、「A、B、Cで」「充て職なんやで」「専門家じゃないんやで」と言った方が、もう一つの審議会では当然のように発言者明記で書かれているわけですね。そうすると、審議会の中で冒頭に意見を聞いて、意見の多い少ないで単に決めているのかという問題になりますよね。やっぱり出席者、市長から委嘱を受ける者というのは発言の責任があるわけですから、その辺の自覚を促すためにも、そして瑞穂市政の基本的な公正で透明性のある市政をしたいということをちゃんと説明して訴えるためにも、その基本姿勢をまず打ち出されたいかがかと思うんですが、その辺を最後にお聞かせください。

議長（小川勝範君） 奥田部長、77号の条例についての質問だけ答弁してください。

奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） それでは、今御質問のありました件についてお答えします。

基本的には、審議会というのは、今議員おっしゃられましたように、市民の意見を広く聞いて、それを政策に反映させるという意味で、市長が設置する附属機関でございます。その中で、今回、都市景観ということで設置をされるわけでございますが、当然この中でも、今おっしゃったような市民の意見を広く聞いて、それをまた皆さんに公開しながら施策に反映していきたいという思いがあるわけでございますので、今御指摘いただきました、審議会を開く際には、ホームページで公開する際には実名でという形を提案はするような指導をしてみたいと思っておりますが、主体性を持って審議会は運営されるということになりますと、闊達な自由な意見を出していただくためには名を伏せたいという場合もあると思っておりますので、そういった場合を無視して公開を原則として、審議会の設置の意味は縮小するような傾向であってはいけないと思っておりますので、基本は公開が原則でございます。もちろん、そのために設置をする機関であります。ただ、場合によっては、いわゆる討議の内容によっては、名を伏せて自分の意見を述べたいというような御希望があれば、それに沿うのも行政のスタイルかなというふうには思っておりますので、今後どのようにこの審議会が運営されるかわかりませんが、基本的なスタイルは押さえながらやっていただくよう指導してまいりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時52分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第5 議案第78号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第5、議案第78号瑞穂市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第79号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第6、議案第79号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

私は、議案第79号に関して質疑をさせていただきます。

この提案理由に、瑞穂市教育センター運営委員会の委員及び図書館長の報酬を定めるために市条例の改正を行うものとありまして、毎度ながら、この理由の理由が書いてないと大半私にはわかりにくいんですが、皆さんはこれでわかるのかしらと思いますが、二つあるわけですね。瑞穂市教育支援センターの運営委員会の委員の報酬を定める。その報酬は、瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償であるからこうだと。これは私は委員会委員としてはいいんじゃないかなと、まだちょっと結論は出ていませんが、考えている程度ですが、もう一つ図書館長も瑞穂市非常勤の特別職職員にするわけですね。2枚目の資料を見ますと、図書館長は社会教育指導員と同じ月額20万4,400円、非常勤の特別職ですね。

図書館というのは、ますます教育格差の中でだれもが無料で、今は赤ちゃんから使っていますから、死ぬ前まで、死んだ後もお葬式などの資料があるわけで、人の一生を支援する無料の機関であると言われておりますが、非常に大事な図書館の館長、しかも2館ありますね、瑞穂市は。2館の館長を非常勤の特別職にして月額20万4,400円だと。囑託ではないかしらと思う

んですが、これに関してお聞きしたいんですが、なぜこういうふうにするのか。つまり経緯です。平成20年までは、課長補佐級でしょうか、職員が館長をしていたと思うんですが、平成21年のことには館長は生涯学習課長でしょうか、その下に副館長を置いています。ちょっと私、この認識が違っているところがあれば御訂正いただきたいんですが、そして、来年度からだと思うんですが、嘱託職員にすると。これが瑞穂市の図書館長としてふさわしいのか。このぐらいの働きしか期待していないのかちょっとわからないんですが、まず経緯をお聞かせください。課長補佐級から課長兼職、今度は嘱託にしていく経緯ですね。まずお聞かせください。

以下、自席でお願いします。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 経緯ですが、実は平成20年度までは職員が、確かに課長補佐級になりますが、館長を行っておりました。今年度、21年4月から嘱託員が図書館に勤務ということで、御存じのとおり生涯学習課長が館長ということで行っております。この生涯学習課長につきましては、公民館とか総合センター、いろんなところの館長を実は兼ねておるんですが、一つには、これも分散したいというのが私どもの今の正直な考えです。分けて館長を設置したいというのが今の考えですが、図書館につきましては、現場に館長がいないということで、いろんな仕事、お客様に対しても不都合が生じているということで、どうしても図書館現場に館長を置きたいという現場からの思い、私どもの思いでございます。それで、この館長を設定するというので、来年度4月から館長を嘱託でという今の思いではございまして、今の状態からいって、置けるように整備はしていきたいということでございます。以上です。よろしくお願ひします。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 今、館長が兼職というか、現場にはいなくて、お客様に対して不都合を生じていると。いろいろ図書館でお客様とトラブルがあることは知っておりますが、そのために置くんでしょか。そのために置くんだったら嘱託でいいと。そもそも図書館長というのは、それだけの仕事なんでしょうか。もとになる瑞穂市図書館条例というのを見ましたが、設置の目的もないというか、図書館というものがどういう場であって、図書館長の仕事というのがどういう重大な責任があるかという規定もないですね。

図書館というのは、そもそも法律でも最高の日本国憲法の26条の教育を受ける権利から始まって、教育基本法の社会教育でも規定されていて、ごめんなさい、その真ん中に教育基本法の第12条が入ります。というふうに教育を受ける権利、教育基本法、そして社会教育法に位置づけられた重要な施設という御認識はあるのかどうか、お聞きしたいんですが。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） はい、認識はいたしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） その認識に比べて、図書館長の職が非常に軽んじられていく。ということは、図書館もおとしめられていくということですので、危惧を持ちます。

昨年、岐阜県立の図書館が指定管理者制度にするというふうに財政課と社会教育文化課が打ち出しましたら、知事が、やっぱり御見識があるんだなと思いましたが、ストップをかけられましたね。県庁の中でも非常に疑問の声が職員から上がったそうです。私はその活動で非常に図書館のことを勉強させてもらいましたが、さすがに岐阜県知事の御見識、あの財政難の中で指定管理者制度にしなかったと。ただ、これから中身をつくるのが問題だと思いますが、それぐらい図書館は大事なものです。

ということで、図書館の大切さがわかっておられるならば、あと細かいことをお聞きしますが、どういう方がつかれると考えていらっしゃるのか。

瑞穂市職員の再任用に関する条例というのがありますね。定年になって年金をもらえるまでの間に公務員の再任用をすると。市民からは、天下り先でポストを用意するというふうに見られたとしても不思議はないですが、それになるかもしれないわけでしょうか。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 今の段階では考えておりません。といいますか、だれがとかそういったことは、確かに今現在は前の教育次長がおりまして再任用という形ですが、来年度につきましては未定でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 今といっても、今は副館長さんですよ、あの方は。私は館長職で聞いておりますので。

それで、特別職というのはどういうものをちょっと調べましたら、地方公務員の特別職というのは、もちろん選挙によって出てくる人がそうなんです、地方選挙で出てくる人以外に地方公営企業等の管理的な職務の人、委員会、審議会等で臨時のもの、非常勤の消防団員などのほかに、地方公務員においては、地方公共団体の長の任命権で、次なんです、長のトップの交代などによって恣意的に罷免されないような身分保障を受けるにふさわしい職業公務員以外の職が主に特別職として分類されていると、こういうふうにあります、具体的に、地方公務員法第3条の第3項に特別職の職は次のとおりだとあって、ちょっと読むと長くなるんですが、これを見ても具体的に全部出ているわけですが、図書館の館長なんていうことは書かれていないわけですね。もちろん書かれていなくても、瑞穂市はそうすると言われればそうなんです。

すが、だからよその地方公共団体、市町村に対しても影響が大きい。もともと特別職で館長を置くところは少ないんじゃないかと思います、今のところで。

それから非常勤というのはどういうものかといったら、臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員、これらの者に準ずる者ということで、アルバイトやパートのようなものという説明もありますが、非常勤となると勤務時間というのはどうなるんでしょうか。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 嘱託員ですが、週30時間ですね。普通職員ですと40時間ですが、30時間ということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 館長職が2館、本館と別館があって、しかもトラブルも多いと。そして、トラブルだけじゃないんですね、館長というのはもちろん。トラブル以上の、さっき言った重要な図書館業務っていっぱいあるわけですが、こういう地位につかれる方が正職員たちより10時間も少ない勤務状態で、館長職が務まるものでしょうか。

具体的にお聞きしますが、権限、決裁などはどうなるんでしょうか、嘱託であるとですね。それから契約期間はどうなりますか。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 権限につきましては、その事業、目的によっていろいろ、図書館長権限もございますし、生涯学習課長権限、あるいは教育長権限、市長権限とかございますので、その事案によって異なってきます。

それと契約につきましては、いろんな契約がございますが、市長名で契約はいたしますので。

〔「契約期間は」との3番議員の声あり〕

教育次長（林 鉄雄君） 雇用の契約ですか。1年ということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） ちょっと長くなりますので、図書館の非常に幅広い、図書館条例施行規則第2条に、この事業を行うと。図書館というのは、これだけの8項目をやるわけですが、これだけのことが、週30時間以上やっちゃいけないわけですから、2館回って、非常勤でできるものでしょうか。そして、これから瑞穂市の図書館も、学校との連携も多分つくっていくと思うんですね。既に学校から、職員を派遣して読み聞かせなどもしてくれという要望も来ているということで、もういよいよだなと思うんですが、そういうことや、市民に対してこれからは図書館というのは地域の情報センターだと。今までは読書ばかり、本を読む、借りに行くみたいな施設だったんですが、今はどこも地域の情報センターの機能に脱皮していますね。それ

から行政支援もやっていますね。議員や行政職員に対して図書館をどんどん使ってもらって、政策の立案にも資料を提供すると。それから、その町の中のいろんな団体のチラシなども置いたり、まちづくりの拠点にどこも目指しているわけですから、そういう点をどう思われているのかお聞かせください。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） まず学校との関係ですが、地域の情報というのもそうですが、図書館システムの改修を今年度いたしました。それで、学校からも各家庭からも、インターネットで図書館との通信が可能になったということで、そこで蔵書、それから利用ですね、貸し借り、そういったのもできるというふうになっておりますので、そういった意味では、学校とも密になって、地域の情報という意味合いもここで図れると思っております。

行政支援ということですが、資料等は私どもも持っておりますので、そういったのを見ていただくということではあるかと思っておりますが、どこまでできるかというのは、ちょっと今わかりません。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 学校との関連は、そういうインターネットをつなぐというのはもちろん大事ですけど、さっき私が申し上げましたとおり、読み聞かせの職員を派遣してくれというように、図書館自体の事業として人が出向いていくということですね。そういう視野までこれからの図書館事業というのは広げて、市民、それからその町の子供たちを育成していく場なんです。ですから、インターネットをつなげばそれで学校とのつながりはできると、そんなものはごく一部だと思います。

あとは委員会の協議を見守り、最終日の賛成・反対に備えて考えていきたいと思いますが、非常に図書館の大事さというのに瑞穂市は認識不足ではないかと思って、そこがよくわからないので総括質疑させていただきました。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

問題は、図書館長の身分、位置づけ、このことが一番大事だと思うんですね、今、熊谷議員がるる申されましたけれども。まず結論だけ言っておきますと、1年契約の非常勤の特別職、これはもうお話にならない。やっぱり常勤の職員を館長専門職として部長級の身分で対応していく。つまり、知的財産なんですね、瑞穂市の。それを発信する重要な基地なんです。その最高責任者が、非常勤の嘱託で20万4,400円ということでは、いかがなものかと思うんですね。

私は熊谷さんのようにあまり図書館にも行きませんので全く不勉強だったんですが、この条例案が出たことによって図書館法をちょっと読ませてもらったんですね。それから、瑞穂市の図書館条例とか、その規則等々、一応目を通して見たんですが、何も知らなかっただけに、何だこれとは、ちょっとひど過ぎるぞということを初めて見て思ったんですね。

瑞穂市図書館条例、設置で、瑞穂市図書館を設置をする。2条で名称及び位置ということで、稲里だとか西部複合センター。職員ということで、図書館に館長を置き、司書その他必要な職員を置くことができるということで、基本的にはたったこれだけなわけですよ。よくもまあこういう状態でずうっと今日まで来ているなど、唖然としたんです、これを見て、何だこれとは。本当に唖然とした。

図書館法を見てみると、実際、図書館の奉仕ということで、第3条なんかにも第1号から9号まで、いっぱいやらなきゃいかんことが書いておるんですよ、読んでいただければわかるんだけど、とにかくいっぱいある。それが図書館の奉仕ですよということで規定されておるんですね。さらに、その図書館法の中でも、図書館協議会ってありますよね。これも法によって第14条で「公立図書館に図書館協議会を置くことができる」、できる規定でありますけれども、実態的には日本国じゅう、都道府県を含めて、みんなが設置されていますよ、これね。それが、うちの条例を見ても、さっきの中身が全くないやつですから、つまり思想とか理念というものが全くないんですよ。場所に、建物がどうだという話だけなんです。

ですから、これもアトランダムでちょっとインターネットで見たんですけれども、田原市、みんなが市議会で視察に行きましたね。田原市の図書館条例を読みますと、例えば設置のところでも、うちはさっき言ったように「図書館を設置する」という、それだけなんです、極端なことを言うと。田原市の場合は、「市民の資料や情報に対する要求にこたえ、自由で公正な資料の提供を中心とする諸活動によって、市民の文化、教養、調査・研究、レクリエーション等の生涯にわたる学習活動を積極的に援助し、かつ人々の交流とコミュニティー活動の推進に寄与するため図書館を設置する」。図書館を設置するための目的についても、これだけ書いておるわけですよ。これだけ書くためには、うちは「設置する」だけですけれども、やはり図書館をなぜ設置するかということについて、それぞれ関係者が集まっているいろいろ協議をし、話し合ったと思うんですね。その過程が大事なんですけれども、そういう結果、こういう文言として整理をされておるといふことなんですね。

実際、館長の問題でも、うちは「図書館に館長を置き、司書その他必要な職員を置くことができる」、これだけなんです。ところが田原市の場合は、確かに第3条の1項に「図書館に館長、司書、その他必要な職員を置く」というのがありますが、第2項で、「館長は、図書館奉仕の機能を達成するため、法第5条第1項に定める司書となる資格を有する者、その他の図書館奉仕に関し学識経験のある者のうちから田原市教育委員会が任命する」と、こうあるん

ですね。具体的には、さっきの膨大な図書館奉仕の内容を具体的に統括をしていく責任者として、いわゆる司書の資格をっておることというようなこともきちっと条例にうたっておるんですね。

さっき教育支援センターで、規則等を条例に上げてチェックを厳しくしていくというようなお話もあったんですけども、内容は一緒だと思うんですね、図書館も。何もありませんよ本当に、この条例を見たら。何回も繰り返しますけど、何だこれかと。唖然とするようなものが、よくも何十年も、人目についたかつかないか、公開すればだれでも見られるんですけども、こういう状態になっている。

ですから、これも同じように田原市のやつを見ると、そういう館長の位置づけとして具体的に館長を公募で募集しています。これ平成22年4月1日の採用予定なんです。これからですね。どういう要件かですね、問題は。年齢も、昭和30年4月2日から昭和45年4月1日までに生まれた方。資格、司書資格を有する方、もう限定しています。経験、次のいずれの条件も満たす方。両方とも満たす。ア、図書館（公立、私立を問わない）での実務経験が12年以上あること、イ、図書館業務に関し、管理者または監督者としての職の経験が2年以上あることというような要件をつけて、具体的に館長を公募しているということなんですけれども、冒頭に申し上げたように、瑞穂市の場合、館長としての身分、位置づけをどうしていくのかという、根本の図書館奉仕全体に係る思想、理念等を含めたものが非常に欠落をしているんじゃないかと、実際問題。これは書いたものに残っていますから、それを田原市と比較するだけでも随分違いがあるということですよ。だから、これは基本的にやっぱり知的財産、知の発信基地としては、まことにゆゆしき状況であるというふうには思わざるを得ないわけなんです。

ですから、この図書館長という報酬の問題ですけども、これについては、先ほど申し上げたように、やはり1年契約の非常勤の特別職というようなことは考え直して、本当に将来にわたって瑞穂市の将来をつくっていく、人材を育成していくというふうなことも含めて、やはり館長職というものは常勤職員、部長級を充てるという格好でやっていくべきであるというふうには私は思いますので、教育長の答弁、さらには市長の認識もお聞きをするとありがたいと思います。以上です。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 条例について十分書き切れていないというか、具体的に中身を示していないという、そういう御指摘だと思いますが、これは昔流行しておったのが、条例は簡潔にして、施行規則やなんかで具体的に表記するというような時代があったと思うんですよ。先ほどの教育支援センターのところで、なるべく条例で網羅していくような方向で検討を始めたということで、この図書館の条例、その他中身についても、また今後、ちょっと承りましたので、考えていきたいと思っております。以上です。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） このことにおきましては、今、教育長の方からお答えさせていただきました。私もそのように順次いろいろ整備していきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） まず教育長の答弁でありますけれども、施行規則の方に条例化をしていくということについては、その中身を含めて、先ほど申し上げた内容等々を検討していただいて、やっていただくようお願いをしておきたいと思えます。

あと答弁漏れしているのは、非常勤の特別職というふうな1年契約の20万4,400円ということではだめだと。きちっとやっぱりもっと図書館長というものの位置づけを、身分を明確にしないかん。責任ある統括者としてのふさわしいような身分、そしてその権限ということなんです。これは昔、議会事務局だけが係長で、ほかのところは課長であると。冗談じゃないよと。二元代表制なんて言いながら議会が係長だと、何を考えているんだということですね。その後、課長になったという経過がありますけれども、そこら辺を、やっぱり思想、理念の問題だと思うんですね。

ですから、ぜひ、今市長が答弁されましたけど、市長の答弁が何に対して、今後、順次整理していくかが全然わからん答弁で、議事録を後から読んだら、何を市長がしゃべったのか、中身はわからないですね。だから、今言った内容についてきちっと的を絞って、それについて自分はどう認識する、そして今後はどうの云々と続くのであるならば、それは話として聞けますけれども、もう一回答弁お願いいたします。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 熊谷議員、それから西岡議員、両方に共通している内容として、図書館の大事さというか、図書館が大変重要であるということで、応援をいただいていること、大変ありがとうございます。

現状として、副館長囑託という状況から、やはり責任者が現場に少しでもおれるというか、今の状況から一步前進するために、この館長という職づけで現場にということを教育委員会としてはお願いをしたところでございます。ベストではないかもしれませんが、教育委員会として職員の数の話もありますので、そういったことも含めて、人事の方とも相談をしながらというふう考えております。以上です。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） いろいろ御指摘をいただきまして、私もこんなふうになっておるのかと思って聞いておったところでございました。こんなふう整備がされておらんのだと、中身、

条例におきまして、そういったことはよくわかりましたので、順次いろいろ整備をさせていただきたい。

今、この瑞穂市の中、こういった関係の人材も不足しておりますし、とても部長級で充てると、先ほど田原市のそういう例をとってお話をいただきましたが、とてもできません。ですから、順次、教育長、教育委員会とも連携をとりながら、この人材も、また条例のことにおきましては、いろいろ検討を加えて整備させていただき、また人の配置も、一気にはいきませんが、順次整備をさせて充実をさせていただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） もう1点だけ確認をしておきたいと思います。

図書館長となる資格について、先ほど申し上げたんですが、司書資格を持っているということとをきちっと要件に入れていただきたい。これ条例の整備との関連もあるんですけども、現実的に採用するときには、元校長とかいうことではなくて、きちっと司書の資格を持った人を配置するようにしていただきたいと思いますが、その点について教育長、答弁を求めておきたいと思います。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 現在、司書資格を持った者が、楽修館、それから別館の方にも多数おります。図書館の館長に期待する中身として、図書館教育とか、図書館に精通しているという意味で司書資格ということを言われているんだろうと思いますが、それは課長補佐以下、司書のメンバーもおりながら、図書館の運営を考えていくということで、私としましては、熊谷議員が先ほど読み聞かせなんかでも、どんどんサークルが図書館を通じて各学校に行っているというような報告もありましたが、瑞穂市の図書館の特色、カラーをつくっていけるような、一般的に、県立図書館が近くにあるわけですから、県立図書館と同じ中身を求めるのではなく、瑞穂市としての図書館のあり方を考えていったり、それからまた市民に提供するようなイベント等でいろいろなアイデアを持っているような方とか、決して図書館の司書という資格がなくても、そういった図書館教育、生涯における図書館について十分考えていただける方であればと現段階では考えているところです。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 重ねて言っておきますけれども、司書がたくさんいるから、役割分担で、館長は館長として別の任務を統括的にやっていただければそれでいいんだということだと思っておりますけれども、それもやっぱり物の考え方ですね。図書館長自身がどういう人であるべきか。

先ほどの田原市の例で言いますと、司書資格を持っていて、具体的な図書館の運営等について実務経験が12年あると。さらに業務に関して、監督者としての経験が2年以上あるとかということがありますが、そういう方が、図書館長自身がそういう立場で全体をさらに統括をしていくということで私は考えた方がいいんじゃないかというふうに思っていますので、再度、念押しで申し上げておきたいと思います。答弁は結構です。

市長（堀 孝正君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 15番 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 15番 山田でございます。

議案第79号に対して、ちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほど西岡議員、熊谷議員がお尋ねされておりますが、それに決して私は同調するというわけではございませんが、会派の中で市民派としてお尋ねをしたいと思います。

実は、地方分権時代における地方自治というものは非常に大事だと。その中で特に瑞穂市は、旧穂積町時代から文化教育の伝統として継承されておるのも、現市長も御存じだと思うわけがあります。それにおきまして、この図書館の運営というものは非常に重要だと。特に学校教育、文化の市としても、将来を担う子供たち、青少年の育成というものは大事だという観点から、この図書館運営というものは非常に大事な位置づけでやっていただかなければならないと。

そういうところで、議案第79号は特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例ということで、簡単に申し上げれば非常勤と。非常勤ということは、先ほど御答弁されましたように、常勤だと40時間だけど30時間を満たせばいいということなんですね。ということは、私の邪推ばかりじゃなくて、一般の方が思われることは、中央における職員の天下りというような懸念も思っておられる方も見えるし、私もそういうふうに邪推します。

そういう意味において非常に重要な図書館運営というものは、重要な運営をしなければならん位置でございますので、常勤で、少なくとも部長職でしっかり運営をやって、見通しをやっていただくと。特に市民と図書館利用者の利用の関係で、ちょこちょこトラブルも起きているのが現状です。だから、常勤でしっかり位置づけをした、責任を持った職務のできる常勤でやっていただきたいと。常勤でやるということは、この本会議場においても、常勤でございますから中へ出席要求もできますし、非常勤だとできにくいということでございますので、非常に位置づけとしては重要なポストだと思っております。だから、この議案は、どのような位置づけで、どのような重みで、瑞穂市の将来像をつくっていく、文化教育の都市としてどういう位置づけを図書館の館長にされてこういう条例を出されておるのか、市長にお尋ねしたいと思います。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 先ほど西岡議員の御質問の中でお答えさせていただきましたが、田原市の条例の設置の関係におきまして、理念とかいろいろございました。あれを踏まえまして、あのような形で対応のできるような運営をしたいなということを聞きながら思ったところでございます。すぐに常勤化でということは無理でございますけれども、順次そのようになるように検討を加えて整備をさせていただきたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 9番 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 議席ナンバー9、民主党の松野でございます。

議案第79号について御質問いたします。

先ほどからいろいろ御議論等があります。要はこの図書館の位置づけですね、問題は。ここがしっかりなっていないと。ということは、今までの図書館長、市の職員等でやられておまして、今年度は生涯学習課長ですか、館長は。その下に副館長で嘱託ということでございます。

図書館というのは、非常にいろいろ資料といいますが、図書がたくさんある、重要な書類ばかりでございます。本等ですね。ですから、この市職員といいますが、この方がやっぱり館長をやると。非常勤でということはいかに軽過ぎるんです、責任がないんですわ。なぜ市が市職員であったのを非常勤にしたのか、この理由ですね、ここがまず1点お聞きしたい。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 過去は、一番初め、旧穂積町時代のときにこの図書館は建設されて運営されてまいりました。当時、常勤の市の職員が館長を務めてきたということも御案内のとおりでございます。そんな中で、今条例を出させていただいておる形でも、これまでのようなことでしたら十分対応できるというところで、こういった条例を今出させていただいておることでございますけれども、先ほど来の御質問がありますように、いろいろ反省しなくてはならないことがたくさんありますし、検討を加えて、整理をしていかななくてはならないことはあります。けれども、今、瑞穂市の場合、現況の職員の中でそれなりの対応をしますと、人材的にもはっきり申し上げまして不足をいたしております。そんな関係で、今すぐは対応できません。ですから、少し余裕をいただきまして、検討を加え、整理をさせていただくということで、ひとつ御理解をいただくようお願いを申し上げます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） ただいま市長から御答弁いただきましたんですが、平成21年度で見ますと、生涯学習課長の方が館長だという先ほど教育長の答弁でしたので、別に来年からは嘱託

でやる必要はない、専門的な生涯学習課長が見えますので、その方をお願いしてもいいんじゃないかと、そういうふうに思うわけですが、どうでしょうか。

議長（小川勝範君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 現在、生涯学習課長が図書館長を兼務ということでございますが、先ほど次長の方からお答えさせていただいたように、総合センターのセンター長、市民センターのセンター長、それから巢南の公民館の館長もすべて生涯学習課長が兼務しているというのが実情でございます。そういった中で、さまざまな苦情とか、その場その場での判断が、巢南庁舎と離れているということで、現場の責任者が館長という肩書であることが大変重要であるということで、この館長ということで出させていただきます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 松野藤四郎君。

9番（松野藤四郎君） 社会教育指導員の中から二つに分けて、社会教育指導員、それから図書館長というふうで費用弁償が出ておりますが、こちら辺の金額は指導員と図書館長と同じですね。そこら辺の経緯、それから、今まで社会教育指導員というのは、これも嘱託というふうに思うわけですが、こちら辺の勤務日数といいますが、勤務時間等がわかればお願いしたいんですが。

議長（小川勝範君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 社会教育指導員というのも嘱託員でございますので、週30時間の勤務ということでございます。

1番目の質問がちょっと……。

〔発言する者あり〕

教育次長（林 鉄雄君） 同じでございます。この額は、合併の際に協議会で定めた額で今まで来ております。よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして暫時休憩をいたします。

なお、午後の再開は、1時30分から再開をいたします。

休憩 午後0時04分

再開 午後1時35分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第7 議案第80号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第7、議案第80号瑞穂市特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第81号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第8、議案第81号瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

私は、議案第81号につきまして質疑をさせていただきます。

最初に、お聞きしたい項目を述べます。

まず1点目、追加する4項目がございますが、公用車のリース、給食運搬業務委託、広報紙その他の定期刊行物の作成または印刷、この「または」というのもちょっとわかりませんが、「と」じゃなくて「または」なんですね。それから4、ホームページの制作及び保守管理業務と、この四つを追加する理由をまずお尋ねいたします。

それから、それぞれ何年にするのか、これが2点目です。

それから、今から理由をそれぞれ述べますが、これが事務に支障を来す理由として加えられるんだと思いますが、どういう事務に支障を来すのか、具体的に教えていただきたいと思えます。

それから4点目に、変更や解除条件付きの複数年契約の必要があるのではないかと、以上4点ですが、ちょっと理由を述べさせていただきます。

まず一つ目、なぜこの四つをつけ加えるのかですが、この長期継続契約についての地方自治法第234条の3を読みますと、「普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガスもしくは水の供給もしくは電気通信役務の提供を受ける契約または不動産を借りる契約を締結することができる」と。この長期継続契約で、電気、ガス、水、電気

通信、不動産に限って契約を締結することができるという基本がありますが、追加するのはそうでないことですね。そして、さらにこれが改正されまして、この施行令の167条の17でふえましたね。このふえたのが、読んでみますとこう書いてあります。「ただいまの地方自治法第234条の3に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもののうち条例で定めるものとする」と書いてありますので、先ほど最初に申し上げましたように、あの4項目が事務の取り扱いに支障を及ぼす理由を教えてください。

さらに、今読みましたように、長期継続契約を締結することができる契約を定める瑞穂市の条例として、この第2条に、この契約は次の各号に掲げるものとする。1と2がありまして、事務機器（ソフトウェアを含む）に関する賃貸借契約及び保守管理契約、2、施設の警備、清掃、保守点検等、施設の維持管理に関する委託契約と、こういうふうに出ていました。3条に契約期間として、前条に規定する長期継続契約の期間は5年以内とするとありますが、これ以外に今度4項目足されるわけですね。

さらに、今申し上げました条例の運用要綱の第3条、契約期間で、これらについて契約期間が定めてあります。長期継続契約の契約期間は次のとおりとする。1、条例第2条第1号、つまりさっきの事務機器のことです。含むソフトウェアの賃貸保守に定めるもの、これが5年以内となっております。それから2、今の条例の第2条第2号に定めるものについては、次に定める期間として、施設の警備（機械整備）は5年以内、施設の警備（機械整備以外の警備）は3年以内、施設の清掃は3年以内、建物、工作物及び機器の保守点検は3年以内となっておりますが、さっき言った四つのこの契約期間はどうなりますでしょうか。

そして四つ目に、よその市町を見ますと、解除条件付きの複数年契約ということが明記されております。これはもうちょっと詳しく言いますと、翌年度以降において歳入歳出の当該金額について減額または削除があった場合は、予算というのは変わっていくわけですから、契約を変更し、または解除することのできる旨を明記することと、こういうのがつきますが、今度の場合は書いてないので、この点はどうなりますでしょうかと。

以上4点でございます。お願いします。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） それでは総務の方から、長期契約といいますか、入札全般についての部分について触れさせていただきます。あと、先ほど御質問がありました支障の理由といたしますか、今回追加項目として上げております内容についての個々具体的な内容につきましては、また担当の方でお答えさせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承を願います。

まず最初に、お尋ねの4項目につきましては、新旧対照表にありますように、3号として、

公用車の借りに関する契約、それから給食運搬業務の委託に関する契約、それから5号で、広報その他定期刊行物の作成または印刷、印刷物の請負に関する契約、6号でホームページの制作及び保守管理ということをお今回追加させていただきたいということで提案をさせていただいておりますが、先ほど自治法あるいは施行令の適用条文についての御説明がありましたように、これに沿って市の方も長期継続契約ができる条例を定めております。

この下に、条例を受けまして条例運用要綱を定めておまして、条例2条の1号あるいは2号の個々具体的な業務ごとの最長の継続契約年数を規定しております。今回、4項目追加させていただき業務につきましても、ここでいう事務の機器には当たりませんので、3年以内ということで長期継続になるというふうに理解しております。

それから、契約解除の項目が条例の中に規定されていないといいますが、おのこの長期継続契約を結ぶときに、契約約款の中にこの規定を盛り込んでおまして、市の発注者側の事情により、長期継続をしない場合の解約申し出の規定がございます。こちらの方で規定をさせていただいております。以上でございます。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 今の個別の事務の支障ということでの説明になりますが、支障といいますがいろいろ範囲があるわけですが、それが支障かと言われると、必ずしもそうでない面もあるかもわかりません。ただ、事務の運営上、やはり事務効率等を考えますと支障かなという思いであります。

これで今お答えをしようとしておりますのは、5号並びに6号が企画に係る秘書広報での事務であります。実は9月に定期監査の段階で御説明を監査委員にしている中で、契約が同じ会社で2本になっているというようなことがあって、質問をされました。

と申しますのは、予算はあくまで単年度主義ということで、4月から翌年の3月というスタンスの中で行われるわけですが、広報紙を作成する段階では、4月に予算をいただいて4月号を出すというわけにはいきませんので、どうしても4月号は前年の3月31日までに納品をしていただいて、配布を4月に入ってから行うということでやっておるわけですが、そうしますと、4月に予算がついて新たな業者を選考しようと思えば、それから仕事が始まるわけですね。一応プロポーザルという形で業者の選定を行っておるわけですが、そうしますと、決まってくるのが、4月中に始めても5月の広報というようなスタイルになって、ややもするとそれですら間に合わなくて6月号からというようなことになってしまうわけですね。そうしますと、プロポーザルで決まった業者が提案をしてみたスタイルが、4月と違った状況でなるということで、そこら辺が困ったなという思いでもおったんですが、たまたまその監査の中で指摘されたことは、結局5月に契約をして、翌年の4月までの発行をA社としますと、次の4月号の広報の発行をそのA社と随意契約をするということで、契約が2

本になってしまうわけですね。それはどう見ても不合理な一面があるということで、何かいい方法はないんですかということをおっしゃって、その中で、長期継続契約という制度がございますので、そういったところに掲げれば、そういったものも解消できるというようなお話をしまして、現によその市町でもやってみるところはおありですということをお話ししましたところ、当市もそういったことを考えてもいいんじゃないかということで、行政監査の一環として、事務の簡便化ということで御指摘を受けたということでございます。

そこで今回、この条例の改正ということで提案をさせていただく上において、部長会議でもって、こういった考えであるがという話をしましたところ、公用車についても、購入するんじゃなくてリースを活用してみえる自治体があるということで、それが経費的にも効果があるということで、公用車を上げたかどうかというような意見が出まして、盛り込むことになりました。

また、あと4号の給食運搬業務につきましては、来年の8月でもって公共サービスから派遣を受けておるその派遣期間が満了するわけでございますが、その中で、教育委員会としては委託を考えていきたいというようなお話がございまして、その場合ですと、やはり長期継続契約でした方が事務の運営がしやすい、しやすいということは支障がないということでつながってまいりますので、今回、ここで盛り込みをさせていただきまして、都合4項目で長期継続契約をお願いしたという経緯でございます。

なお、この5号の広報紙その他の定期刊行物の中には皆様方の議会だよりも一応視野に入れておりますし、それからこの議事録ですね、3月議会が終わって、それから発注すると年度が終わってしまいますので、そういったものも長期継続契約の中で検討の一つとしてやっていきたいというお話も伺っておるところでございます。

以上、そういったことで、支障と言えるのかどうかはわかりませんが、事務がスムーズになるということで提案をさせていただいておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 経費的に事務の効率化ということと、長期にしなければ事務に支障を来すというのは、全然ぐらい違うと思うんですが、というのは、経費的に楽になるからということでしたら、非常に安易にこれからもふえていってしまうと思うんですね。3、4ですね。それから、5とか、6はおっしゃいませんでしたね、今、ホームページについては御説明がなかったと思うんですが、ちょっとそれは後から教えてください。

5とか6につきましては、3年間同じやり方でやるということは、今の情報化時代、社会の目まぐるしい変化の中で、今でもおくらせていますので、広報紙はどうかわかりませんが、でも3年間同じやり方でやっていったら、ますますほかのところのデザインとか、わかりやすい

広報の仕方におくれると思うんですね。それから、特にホームページのおくれというか、お粗末さまで言っていいものかどうかわかりませんが、これもなお3年間同じものにするということは、一体どうなっちゃうのかしらと。つまり、特に5、6は、長期契約にしたら支障が出るようなものではないかと思うわけですね。今の御説明のメリットはわかりましたけれど、物事を決めるときは、メリットとデメリットが出ますよね。じゃあそうした場合にはデメリットはないかと。だから、メリットのところだけ見て、じゃあそうしましょうというのは非常に安易じゃないかと思うんですが、ホームページの説明と、今のことに対してちょっと御答弁をお願いします。

議長（小川勝範君） 奥田企画部長。

企画部長（奥田尚道君） 冒頭に5、6についてはお話をしたつもりでおったんですが、経費云々というよりも、契約が複数になるということの弊害を指摘されたということですね、監査の中では。そこを解消するすべはないかということでこうした提案をさせていただいておるわけでございますけれども、その支障の範囲ですけれども、先ほど申しましたように、事務的に簡便さがあるということは支障が排除できると。著しい支障かどうかということではありますけれども。

それで、今おっしゃられた長期にわたるといふことの弊害も当然考えられますね。ただ、3年以内という解釈でございますので、これから2年とか複数年を対象に、基本的に行政の予算というのは単年度主義が基本でございますから、それを超えて長期にするという意味合いとの関連というか、比較考量は必要かと思いますが、監査委員さんから御指摘を受けたことについては、長期継続をすることによって解消できると。

そうすると、あと今おっしゃられた中身の問題になってきますと、これはその業者を選択するとき、プロポーザルという形でやっているわけですが、今ですと庁舎内の職員だけでやっているんですが、そこに外部の人を入れたりとか、そういった形でのプロポーザルの実施によって内容を高めるということは可能かと思えます。

ホームページも同様の考えでございまして、ホームページについては、保守点検ということが3月31日で、次に業者は4月1日からかわってできるかということになりますと、これはやっぱり同じ業者じゃないとできないということもありますし、ソフトも購入しておりますので、このホームページの中身を高めていくということは職員に課せられた課題であって、業者が云々ということではないという面もあるかと思えます。そういったことで御理解をお願いしたいと思えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 御説明では、長期継続契約にするほどの理由とは思えないんですが、一

応質疑を終わります。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 15番 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 15番 山田でございます。

この議案は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の改正ということですが、この長期継続契約はメリットもありますがデメリットもあると。

そこで私は、デメリットの部分をもっと可能な限りするためには、今までの監査は、事務的監査の域を出ないわけですよ。だから、行政面での監査をしっかりとやってほしいと。随契でも、一般競争入札をやっておりますと。随契じゃないと。こういう長期継続契約でも一般競争指名でいっぱいやっておると。業者は4社、5社入れてやっておると。やっておるけれども、今まで私はいろいろ話を聞いている内容を総合すると、随契に値するんですよ。表向きは指名競争入札をやっておるけれども、表向きの看板であって、随契なんですよ。私は監査しておるわけじゃないで断言まではしませんけれども、職員のいろいろ状況を掌握しますと、そういうことなんです。だから、一部の職員の言うことをみんなうのみにしておるわけじゃないですよ。そのために僕は行政監査をやりなさいと、外部監査をやりなさいと。外部監査をきちっとやると約束してくださるならば、僕これ賛成しますよ。外部監査もちょっとやらへんがね。中央でも仕分け作業をやっておるが、きちっと透明性の高い執行をするためにやっておるわけですよ。あの仕分け作業も、いいことも悪いこともありますよ。もたもたもたもたやっておることは悪いわ。だけど、ガラス張りでやっておることは非常にいいことだと思うんですよ。

だから、私は、こういう地方分権時代で、市民の負担が大きくなる。ゆえに、きちっと仕事を、税金をもらっている市民にガラス張りで、内容も報告する義務があるんですよ。だから外部監査をきちっとやりなさいと。我々、簡単に監査できないでしょう。一定の手續を踏まんならんし、なかなか一般地方議員では監査権がありませんので。だから、行政監査のできる監査方式をやってほしいと申し上げておるんです。これをきちっとやってくれるならば、私は賛成しますよ。そこでチェックされますので。適正に行政面も踏まえて監査もやられますから。だけど、それをあまりやろうとしない。やろうとしないけれども長期継続契約をやると。こんなもの、だれが見たっていいふうには解釈しませんよ。だから、そういう件について、行政監査をしっかりと3月までに位置づけするということを約束されるのかどうか、これ関連でお尋ねします。今まで私、その件で質問してありますので、執行部、その件でお答えください。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 再度といたしますか、先ほど長期継続契約をするについての一つのデメリットといたしますか、その確認を再度お願いしたいと思いますのは、契約を結ぶ場合には、

予算の裏づけが必要であります。3月の終わりに定例会で予算議決をいただいておりますけれど、議決の後に契約をすると、事務を進めるということになりますと、4月1日からどうしても契約に入らなければならない事務が、先ほど企画の方からも話のありましたように、継続している広報の作成事務とか議会だより、あるいは会議録等の作業につきましては、4月早々動かなければならない事務がありまして、議決後に入札の公告をしたりとか、契約の手続をするのにはどうしても空白の期間ができてしまうということで、一番デメリットがありますのは、4月1日の業務委託をする必要があるものが、1日から債務負担が発生するものがありまして、そういうものの時間的な空白がないようにということで、この長期継続契約という道が開かれたと思うわけですが、そうした形で、最小限執行部の裁量の中で事務の簡素化と予算の有効利用を図っていきたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 総務部長が、事務の簡素化をきちっと効率よくやるためには、新年度からそれを実施したいと。そのためには、この12月議会で長期継続契約の改正をお願いしたいということは、あなたの方の御都合ですよ。私は、市民の代表者である議員は、議決権と監査の義務があるんですよ、議会は。執行権者は予算編成をして、議会にこういう仕事をやりたいと予算を計上されると。予算が計上されて、その内容が適正か適正でないか、議会は議決権を持っておるわけですよ。それをしっかり議決に基づいて仕事をやったかやらんか、翌年度の9月に監査を踏まえて承認するかせんか、議会が決めるわけでしょう。だから、監査機能を高めなさいと言っているんですよ。今までの監査の内容、予算計上からいったら、事務的監査の域を出ていないんですよ。行政面からの確に監査しようと思ったら、今の監査委員は適正じゃないと言っていないですよ。監査の費用、かつまた監査の日数、人数からいったら、行政面までの監査、特に補助金、委託費、随契、そんなところまで監査は入れませんよ。無理なことをやらせてはいけないんですよ。こちらが要望したことに対してしっかり執行部は責任を持って仕事をやってもらうわけですから、やるなと言っておるわけじゃないですよ。やってくださいと言っておるんですから。やるためには、こちらからの行政がしっかりやっておるかやっておらんか、監査機能を高めるために、事務的監査の域ではなくて、行政面からきちっと監査のできる体制を整えてくださいと。そうであるならば、この条例もみんな私賛成しますよ。ただ仕事をやりやすい、合理的に仕事をやりたいと言っておるのやで、はい、よろしいですよと言いますよ。そっちはのりりくらりちょっともやらへんわ、こっちは仕事の都合があるで早う認めてください。そんな矛盾したこと、どこがあるんですか。僕はだれ派の味方でも何でもないですよ。あくまでも市民派の代表で言っているんですから。あれはどっちを向いておると。何もどっちも向いておらへん。市民に顔を向けて仕事をやっておるわけですから、だからお尋ねしておる。

的確に答えてください。

行政監査制度をきちっと的確に、この3月議会、新年度からやりますと、そういう御答弁であれば、私、大賛成でこれは賛成しますよ。それができなければ、だめです。監査機能は手薄にしておいて、権限をどんどんやっていってしまうと。市民は疑念を持つんです。疑念を持つことはやってもらったらあかんの。やればやるほど市政に対する不信感がわく。だから、特に地方も透明度の高い行政システムをやっているわけですから、だから、これからますます地方分権の重要性、議会がある重要性、だから、そういう時期に入ってくるわけですから、もっとガラス張りでやれるように、これをきちっと経費の節減、事務的経費、能率を上げるためにこういう改正をなさるんやったら、行政監査をきちっとやってください。行政監査ができる監査機能を高めると答弁してください。高めないか高めるか、はっきり答弁してください。

議長（小川勝範君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） たびたびこの監査の関係におきましては山田議員から御質問をいただいております。それに沿いまして、監査事務局も今年度、新しく整備をさせていただいております。また、監査の内容も、監査委員から指摘されておることに対しまして、今相当なシビアな厳格な監査をいただいております。私は現在のところでこれで十分だと。私も過去、議員にありましたけれども、ある程度、そして今、いろんなことは情報公開もいたしております。そんなところから、私は十分にできておると思っておりますので、現況でという考えでございますので、よろしくお願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 山田隆義君。

15番（山田隆義君） 今、市長答弁は、監査報告によると、いろいろ厳しい指摘もされておるので、今のような内容の監査で私は十分なされておると思っております。ということは、はっきり今答弁されましたので、私の解釈を申し上げますと、私の望む外部監査並びに外部監査に匹敵するような監査機能を高める気持ちはないということだろうと思うんですよ。

私がこれほど議場でこういうことを申し上げるということは、市民からも職員からも、一人や二人じゃないんですよ、聞いておるんですよ。私は市長を応援した唯一の人間です。しかし、途中で転覆されるようなことがあってはあきませんので、私は手厳しく監視する必要があるから申し上げておるのであって、私は想像してこれをしゃべっておるわけじゃないですよ。だから、私に監査をやらせていただいたならば、必ずその明かすべき随意の部分は見つけますよ。

私はそれだけの能力はないかもわかりませんが、これほどまで言うということは、仕事の能率、最少の職員で最大の効率ある仕事をやっていただくためには、煩雑な契約、簡単な契約でも、一般競争入札をやって短期でやれとか、そういうあからさまに言うつもりはないんですが、事務の簡素化、能率を図るためには、長期契約も必要だということであれば、どこから指摘さ

れても、どこから監査されても、とんでもないことをやってあったということにならないようにやるためにしっかり監査をやってくださいと。後でとんでもないことが起きたら、だれが弁償するんですか。その分については全部補償していただきますか。しないでしょ。今までやったってのりくらりやっちゃうがね。よその行政やったってやっちゃうでしょう。そんなこと、だれが損するんですか。市民が損するんでしょう。だから、それをチェックしていくのが市民から代表で選ばれておる議員なんですよ。だから僕は嫌らしいことを言いますよ。

だから、この件については、外部監査並びに外部監査に匹敵するような監査機能を高めるといふ、3月までにやるということなら、新年度から長期継続契約を実施するためには12月議会で当然通さなあかんことですから、私、大賛成しますよ。しかし、それに匹敵するような監査機能を高めないと、今のままなら十分だろうという答弁でありますので、そういう行政の範疇だということ承りましたので、これはスムーズにいったとするならば、議員の見識が問われると思いますので、私はしっかり、これは恐らく総務委員会へ付託されると思いますので、物を申し上げると思います。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

先ほど改革の熊谷議員からも質問させていただいたんですけれども、まず確認をしておかなければならないのは、契約というのは単年度予算、単年度契約、その原則をまずしっかり踏まえておかなきゃいかんということですね。先ほど条文を読まれましたけれども、234条の3の中では、翌年度以降にわたり、電気、ガス、もしくは水の供給、もしくは電気通信、役務の提供を受ける契約、または不動産を借りる契約ということで、あえて明示をしておるんですね。ただし、その後、その他政令で定める契約を締結することができるということで、それを受けて地方自治法の施行令第167条の17では、省略しますけれども、翌年度以降にわたり物品を借り入れ、または役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取り扱いに支障を及ぼすようなもの、そのうち条例で定めますよということで、今までに事務機器に関する賃貸借、保守管理、あるいは施設の警備、清掃、保守点検、施設等の維持管理に関する委託契約等があったわけですが、それに対して、今回は3、4、5、6号と、4項目の追加をするということなんですけれども、先ほど答弁がありますけれども、具体的には、説明責任があまり果たされていないと思うんですね、率直に言って。

例えば第3号の公用車両のリース、借り入れに関する契約ということをごに上げていますけれども、先ほどの答弁では、効果があるから入れましたと。問題は、どこに効果があるのか、

どういう効果があるのか、何と何を比較したから具体的にこういう効果があるんだということが、具体的な数字というものでもって定義をされているわけではないですね。ですから、チェックをする議会としては、効果があるから、ああそうですか、効果があるんですねということだけで、いいですよというわけにはまいらないわけなんですね。ですから、例えばこの3号でいえば、リースをするなら、どういう車種、メーカー、台数ですね。何に使う車か、何台か、車の大きさとかいう排気量の問題も含めて、それを買うということと比べた場合、どういう車を買うか、こういう車を買うとするとという、いわゆるシミュレーションですね、試算、こういう試算がどうなのかということは我々全くわからないですから、ちょっと繰り返しますけれどもね。ですから、そういう点について、執行部は我々に対して説明責任をきちっと果たさなければならぬということなんです。

給食運搬業務の委託に関する契約についても、これだって自分のところで給食センターで直接雇ってやればいいじゃないかというのも一つの考えなわけですから、どうしてもしなきゃいけないものかという根拠にはなかなかありません。

先ほど5号でちょっと熊谷議員も言われたんですけども、広報紙その他定期刊行物の作成、この「または」というのが「及び」じゃないですよ。「及び」になっていなくて、「または印刷の請負に関する契約」。広報紙その他定期刊行物の作成か、あるいはまたは印刷の請負に関する契約かというふうに読んでしまうわけですけども、ここは要するに下の第6号でいえば、ホームページの制作及び保守管理に関する契約、「及び」でつながっていますよね。となってくると、これ文章的に内容が「または」となってくる、こういうふうな具体的な契約の仕方というか、あるいは条例に上げるときにこういう書き方というものはいかがなものだろうかという気もするんですね。その点もちょっと聞いておきますね。

広報紙についていえば、要するに複数契約の弊害ということが答弁の中でありましたけれども、じゃあ長期継続契約をしなければならないほどのその複数契約の弊害というものの、逆に長期継続契約をすることによる弊害というものは何か。そのこととの、先ほどの奥田部長の言葉で言えば、比較考量の問題ですよ。それでてんびんがどちらに落ちるかということで結論として判断をするわけですから、そうすると、例えば長期継続契約で、いわゆる公平性とか競争性、このことの担保という観点からはどうなってくるのか。業者が3年、あるいは5年にわたって固定化をするということはどう考えたらいいのかという問題ですね。それが先ほどの契約の弊害といいますが、複数契約と比較考量したときにどうなってくるかと。ここの具体的な点検、チェックというものに関する報告、答弁というものがなされていない。ちょっと非常に大ざっぱ過ぎるようなことだと思うんですね。そういう事務の合理性、さらには効率性、こういうものと競争性、公平性の担保というものを比較考量するという、それを具体的にするという。具体的にしていけば、おのずと結論が数字なり何なりに出てくることがあるかもわかりません

ね。ですから、そういう点がちょっと弱いんじゃないかというふうに思っております。もう一回回答弁を求めたいと思います。

それから、地方自治法の第234条3の後段の関係でもう一回だけ確認しておきます。

この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内において、その給付を受けなければならないということでもって、具体的な契約の中に、その予算が翌年度減額される、あるいは削減をされるという場合については契約を解除すると。そして、相手の損害賠償請求というものは認めないというような規定があるかどうかということ熊谷議員が、ちょっと違った部分もありますけど、質問されたと思うんですね。ですから、そのこの契約書の内容について、ちょっとその文言を、今手元に持っていないですから、そのとおり一回読んでください。きちっと入っているかどうか、確認したいですから。

以上で質問を終わります。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 長期継続契約の今回の改正するという条例でございますが、若干ちょっと補足的に御説明を申し上げたいと思います。

3号の公用車車両の借り入れに関する契約ということでございます。

実はこの件につきましては、当市におきましては、ほとんどというか、約100%購入の状態です。今車を取得してまいりました。今後、いろいろ財政もあろうかと思いますが、こういったことについて、あながち購入して使用するのが正しいことなのか、あるいは一般社会通念上、リース会社がしておるようなそういったものの導入はどうか、こういうことも長期的には考えなければならないんだろうというふうに思います。

そういった意味で、これをすぐに導入するというのではなくて、締結することができるということでございますので、今後、こういったものについて検討をさせていただきたい俎上として上げさせていただきました。そういった意味で、車になるわけでございますが、例えば特殊車両的なものもございます。それから、毎日使う車もございます。バスとかそういったものもございます。そういった多種多様の中で、リースがいいのか、あるいは購入がいいのか、この辺については、先ほど西岡議員の御質問もありましたように、十分それぞれの目的に合うような経費的算出がどちらがいいのかということを検討させていただいて、これの条例に沿ってできればいかなものかなということを考えております。

それから、4点目の4号でございますが、給食運搬業務の委託についてでございますが、実は皆さん御承知のように、運搬業務につきましては公共サービスということで、派遣ということで今業務を行っていただいております。これが派遣法で、いわゆる3年という決まりもあるわけございまして、その3年が来年の8月に迎えるということで、これを委託に切りかえてはどうかということでございます。そういった意味で、派遣ではなく委託も一つの方法ではな

いか。あるいはまた、議員御指摘のように、職員をとということで、過去にやっておりましたような状況に戻してはどうかというような方法も一つあるかと思えます。ほかにもまだ方法はあるかと思えますが、こういったことについて、給食運搬業務につきましては、これも長期継続契約の俎上で一つ考えてはどうかと。

この中には、車の配送でございますけれども、配送につきましては、車とその中に入れるコンテナと言うんですが、この部分が相まった中での搬送をしないと、中の液が噴出したり、あるいは倒壊することによって車の改造も当然出てくるわけでございます。そういった意味で、特殊車両になる部分もあるわけでございます。そういうことを考えてみますと、1年交代で、あるいはその車の改造を1年ごとにやっていただくということも必要かもわかりませんが、先ほど申しましたように、その業務、あるいは車の内容、それぞれの業務に応じてこういった長期継続を考えなければならない部分も、業者も本市の状況も勘案した中で考えなければならないことは必要ではないかなというふうに思えます。

それから、5点目、6点目の話でございますが、広報紙、それから定期刊行物の作成または印刷の請負ということでございます。これは先ほど企画部長が御説明を申しましたが、単年度契約で一般競争入札ということになります。

ちなみに、広報「みずほ」につきましては、毎月1日をもって発行をしておる現状でございます。しかるに考えてみますと、4月1日に年度が変わってすぐ広報紙を作成して発行することは、大変難しい部分もあるかと思えます。その一つの方法として債務負担行為を設けて、それぞれ議会の中で議決していただくのも一つの方法だと思えます。そうすると、債務負担行為でいいますと、それぞれ広報、議会だより云々というような項目もたくさん出てくるかと思えます。しかるに、印刷についてもその付随するわけでございますので、印刷の項目ごとも債務負担行為の中で一々皆さん方に議決していただくのが必要なかどうか、こういった点も考えておるわけでございます。これは金額の多寡にかかわらず、年度をまたがる場合は債務負担行為を必ず議決をせよということでございます。

それから、6点目のホームページの制作及び保守管理ということでございますが、これも先ほど言いましたようなホームページの制作管理でございますが、先ほどの議論の中をお聞きしますと、ホームページを一定の中で、いわゆる改善をしたいとか、あるいはこういうことを新たにホームページに載せたいとか、そういうことについての契約ではありませんので、これについては、作成の基本的な部分のことを言っておきまして、そのメンテナンスの更新とか、あるいはこういうものを載せてみたいとか、そういったことについては、当初の基本契約を交わした中で、どういうふうにしてこれをしていくのか。先ほど企画部長が申しましたが、競争の原理と申しますか、どのような方法でやっていいのかということも当然踏まえての契約でございますので、その辺も御理解をいただきたいと思えます。

実はこの契約につきましては、平成17年だったと記憶しておりますが、皆様方の中で修正案ということで、過去に長期継続契約の懸念があるということで、一部修正になった経緯もございます。この件については、当方の方の議案を見ても、長期継続契約を提起しなければならない当該契約に関する事務の取り扱いということで、概念的にはなかなか範囲をお示しすることができなくて、何か類推していくようなたぐいの条例の提案だったというふうに思っています。そういった意味で、今回はそれぞれの明確性を持って、これとこれとこれとこれですということを皆様方にお示した中で、今後、その方法論がいいのか悪いのか、ケース・バイ・ケース、それぞれの内容をもって皆様をお願いをしていきたいというふうに考えておるところでございます。

意を尽くしますが、以上をもって答弁とさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今、副市長から答弁をいただいたんですけども、いつも言っているように、わかったようでわからない話なんです。

なぜかという、例えば具体的に今見ても、公用車両の借り入れに関する契約、これは端的に試算したのかどうかということをお聞きした、さっきね。それについての話では、すぐに導入するとかということではないと。今後検討する俎上に乗せたんだと。そんなものは条例で上げちゃあかんということだ。今後検討するというのがさっきの答弁、すぐ導入するかどうかということじゃない。何となれば、締結することができる契約を定めたからだと、こういう答弁をした。していないと言ったら、間違っておるなら訂正してもらっていいんだけども、そう聞いた、間違いなしに。その後でも4号のところ、給食運搬業務の委託の問題についても、正規に戻す方法もあるかと思う、こう言っている。ここでは、給食運搬業務の委託に関する契約ということなんです。戻すことができるような条例を出してくるなとなりませんか。

だから、そういうことからすると、要するに、その根拠というんですか、長期継続契約を結ばなければ支障を来すほどの現実的な弊害というものが、これから検討する俎上に戻すこともできるという話をする余裕を残しておるんであるとすると、その弊害というものはあって、すぐ変えなきゃならんというような理屈にはならない。そんなまだ検討中のようなもの、これからまだ変わるかもわからんような案があったら出してくださいというようなことで条例というものを出していいのかと。そうしたら、みんなそういう中途半端なものを出してくればいい。違うかね。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 私の答弁がちょっと理解できなかったことかもしれませんが、できることができるということは、今回の3月の新年度予算に向けて、職員にこのような内容

も踏まえて、それぞれの事業の見直しも踏まえて提案をさせていただいておるということでございますので、この分が必ずできる、この分は必ずできないというのは、時代とともに、また考え方によってそれぞれまた変わってくるであろうかと思えます。

先ほど言いましたように、給食運搬業務につきましては、例えば当市でやればいいよ、あるいは青ナンバーでやればいいよ、白ナンバーでやればいいんだよ。今の車をどのようにして活用していくのかというのを考えた中で、じゃあこの部分については業務の方の委託がいいんだろうと。あるいは業者に、車も向こう持ちで、青ナンバーをとってもらって、そういう方法も一つでしょうと。そういうことをいろいろの諸般の中で考えがてら、この部分を生かしていくということを一つの俎上に上げていただきたいということでございます。必ずやったから、必ずこのとおりやるんだということではございません。

例えば給食運搬業務の方を委託に関する業務ということで、そのような俎上で一生懸命私の方で考えさせていただきたい、執行部は考えてみたい、今の車をどうするんだというようなことも考えた中で、いや、この方法がいいよということなら、また3月の時点で長期継続契約として予算化をお願いしたいというふうに思いますし、いや、これは一般の私的な企業の方でやっていただいた方がいいということになれば、その分はその分でまた審議をしていただくことになろうかと思えます。だけど、このやり方について、こういう道も開けていただきたいということでございますので、その辺も十分御理解をいただきたいと思えます。以上でございます。議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） まず最初に、文言の御指摘がありまして、5号につきましては、定期刊行物の作成または印刷の請負ということの御指摘でした。

この内容は、刊行物の作成といえますのは、想定していますのは、毎月の広報「みずほ」、これにつきましては、先ほど言いましたようなプロポーザル方式で、総合評価方式で業者の提案型で入札を実施しておりまして、この作成から印刷業務まで委託業務で発注をしております。後半の印刷の請負につきましては、議会だよりのような形で、編集委員会で編集されました原稿をもとに、印刷製本業務を需用費で発注をかけているということで「または」という表現にさせていただいておりますし、6号につきましては、ホームページの制作と保守管理ということで、並立して「及び」を使っておるということです。

もう1点、法234条の3の後段の部分ですが、この本文ですが、この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内において、その給付を受けなければならないという項目につきましては、西岡議員さんが御指摘のとおり、契約は単年度主義ということですが、長期継続につきましては契約書の中で、相手方にこの契約の履行期間の開始の属する年度に係る予算の議決を条件としているという特殊項目、特記事項を明記して契約をしておるということです。債務負担の契約行為につきましては3年あるいは5年以内ということですが、予算

の支出を伴うものについては、特記事項で明記をして、単年度契約ということを条件としております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 今の新田部長の答弁に関連して、もう一回確認しておきますけれども、要するに減額または削除があった場合はその契約を解除できると。さらには、解除しなかった場合は相手側の損害賠償請求権が生きたままになっているから、こっちが賠償しなきゃいけない。したがって、契約条項の中にそういう案文を明文化するという事なんですね。だから、そういうことがきちっと書かれているかどうか。単年度契約ということを書いているからということだけじゃなくて、それを踏まえて、今言ったところまできちっと明記しているかどうか、契約書にうたっているかどうか、もう損害賠償は関係ありませんよとか。

議長（小川勝範君） 新田総務部長。

総務部長（新田年一君） 当初、初年度で契約するときはその文言も明記をしております。したがって、特殊な事情で2年度以降もその事業が継続できないような場合、予算が議決いただけないような場合は、契約破棄ができるような形をとっております。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 私の言った内容とほぼ同じことでやっているということをお答弁されたということで、ちょっと今受けとめておきます。

あと、さっきの副市長の答弁ですけど、やっぱりわからないね、はっきり言って。いろいろ考えがてらとか、考えたいとかね。だから、考えてから出してきてくださいということをおさきも申し上げた。こういうふうな出し方をするんだったら、だから試算をしたかどうかということも具体的にした上で、そういうことも考えの中身としてやって、そして、どうですよということをやったりするのが筋じゃないですかと言ったの。これからまだどうなるかわからんことを条例に出すというのは、いかななものかというふうに思うんですけどね。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 私の説明が不十分で申しわけないと思っております。

先ほどもお話ししましたように、例えばの話をしてますと、給食運搬車を考えるわけですね。今現在、購入して数年たっておるわけですが、この給食の業務をどうするかという一つの例を考えてみますと、業者委託か自分のところでやるか、二者択一の中でもう一つの選択として、この運搬車両を業者にお貸しして、それで契約をするという方法も一つあるんじゃないか。こういうことがこの条例の中で今回お認めがなされないということになれば、そういう方法はもう出しても行けるかどうかわかりませんよ。その方法は抹殺されてしまうという、そ

ういう方法があるわけでございますので、私の方にそういったものも今後お認めいただいて、私の方で検討をさせていただいて、費用対効果を見て、この金額が安いよとか、こういう方法がいいじゃないかということも当然出てくるかと思えます。そういった意味で、検討課題の中に一つ入れていただきたいということでございます。これは公用車の方もいろいろ踏まえて、そういったものでお認めいただきたいというふうでございます。だから、認めていただければ、こういった方法で検討する課題が一つ我々に課せられた、逆に否決していただければ私どもそんなことを考えなくてもいいわけですけれども、こういったものも問題を提起して、私の方でよりよいものというふうに一応考えている内容でございますので、その辺を御理解いただきたいと思えます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 冒頭申し上げたように、長期継続契約というものは、地方自治法の例外規定なんです。だから、その内容については極めて厳しく限定をしている。それを政令にゆだねた部分もあるけれども、それについても、翌年度以降、著しく仕事に支障を来すものという縛りをかけた。それを踏まえての条例なんだというその流れ、その位置というものをどう認識しておるかという問題なんです。もう前のことの二つはやっちゃって、一番その条例のところだけで目を向けていると。その条例は、したがって今言ったように、地方自治法があり、施行令があって、それに規定された厳格規定、厳格解釈にしていかなければならないと考えるのが通常の考え方だと。今の副市長の言い方は、それをだらだらにしてしまう、だらしないだらだらにしているんなこのあれをやるという。それだったら、もっと詰めてやってくるのが筋だということなんです。それは何回言ったって同じことしか言わないから、副市長は。だから、もう議長、それでいいです。同じことしか言わないから。

議長（小川勝範君） 豊田副市長。

副市長（豊田正利君） 大変意見がかみ合わなくて、西岡議員には御理解いただけなかった部分もあるかと思えますが、先ほども何遍もお話をしておりますように、それぞれの契約の種目において、今後、いろいろ時代とともに物は変わっていくわけでございます。そういったことを考えてみますと、例えば3番の公用車両の借り入れに関する契約というのは、もしないとするならば、今後、このまちはリースで借りることはしませんということになるわけです。いや、そうじゃなくて、それぞれの車、あるいは建設機械か何かはわかりません、美来の森で借りる機械かもわかりません。こういったものまでも踏まえて、今後、公用車というのはリースはどうすべきかということをお皆さんに判断していただく中で、この長期継続契約が本当にこのまちに必要ならば、当然というふうには思います。

そういったことを考えて、給食、あるいは広報、ホームページ、それぞれ専門の分野、昔は

リースなんてございませんでした。買うしかありませんでした。そして、ホームページでも、業者が数段スキルアップをした職員はなかなか見つかりませんが、そういったお力をかりて、このまちが少しでもそういったものでやっていけたらというふうに思います。

そういった意味で、広報紙もそうです。印刷を市で職員が校正して云々やる時代もありました。ところが、今はもう既にそういった印刷会社の方がノウハウを持ちまして、それぞれの力を持った中でございます。そういった意味で、先ほど言いましたように、過去はプロポーザル方式の云々はございませんでした。ともに変わっていくわけでございますので、当然我々の施策の中にこういったものも取り入れていきたいというふうに思います。

特に公用車につきましては、民間企業が経費削減ということで、大いにこういったリースの車を導入しておるわけでございますので、そういった意味も踏まえて、十分議員の皆さんには御理解いただきたいというふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 西岡一成君。

4番（西岡一成君） もう最後にしておきます。

何回言われても、結局、先ほどの法律、政令を踏まえれば、条例はもっと厳格に規定をしていかなきゃいけない。今後情勢が変われば、変わった段階でその条例の改正案ということで変えていけばいいんです。今やることについてその条例で規定をする、それが法的効力を持つわけです、具体的に。抽象的な縛りがほんわかとしたような格好で規定するということは、それはおかしい。

もういいからね。言うど、また言いたくなってくるから、時間の無駄だから。議長、そういうことで答弁はもう結構です。

議長（小川勝範君） 豊田副市長に申し上げます。

答弁はなるべく落ちついて答弁してください。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして暫時休憩をいたします。

再開は、3時5分から再開をいたします。

休憩 午後2時49分

再開 午後3時08分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第9 議案第82号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第9、議案第82号平成21年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 17番 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 議席番号17番 若園五朗、新生クラブです。

21年度の瑞穂市の一般会計補正予算の予算説明書の27ページ、債務負担行為の件でございます。（仮称）水防センターに係る設計委託料の件でございます。

この経緯につきましては、資料が手元の方にいただいているわけでございますけれども、その中で、今回の水防センター建設についてですけれども、犀川統合排水機整備関連事業に係る覚書の一番頭ですね。犀川統合排水機整備関連事業の実施に伴い、水害に強いまちづくりということで、同時に自治会のコミュニティー活動の活性化と良好な生活環境ということで、その裏側を見てみますと、祖父江自治会長、山田自治会長となっておりますが、今回、一連のこの犀川統合排水機の関連に関する陳情につきましては、3,240名ということで、橋本、柳一色、祖父江、野田区長等の連名と、一連で出ておるわけですが、覚書は祖父江地区の区長だけが契約し、一連のこの要望書についての、要するに五ヶ村の各自治会長、区長の、この内容について一連のことで御了解を得ておるかどうか。

それに関係する関連については、自席で行います。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 水防センターの建設の件でございますが、これにつきましては、先ほど資料の方も一部配付させていただきましたが、平成16年3月17日に、これは祖父江の新堀の検討委員会の方から要望をいただきまして、これにつきましては、前市長の方も回答してございます。これがお配りしてあるとおりでございます。これを参考にいたしまして、これを踏まえてという形で水防センターの建設については、地元と前から、先ほど全協の席でもお話ししましたように、この地域が瑞穂市の末端でございます。そして、瑞穂市の犀川の流水地の最終ですので、そういう関係もございまして、最終の地元の関係で覚書の方は締結しましたが、五ヶ村の方にもこの旨についてはお話をしております。五ヶ村の理事長さん、五ヶ村の方からも、今回の新堀の解決につきましてはお礼にお見えになりましたので、その際にそういう話がしております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 今回、平成16年4月22日に、瑞穂市長との回答書の中に瑞穂市の水防センターの平面図がございしますが、それに伴って、最終的には祖父江地区の方々及びその地域の方々はその水防センターの利用になると思いますが、やはりその地域の方が使いやすい、例えば今言っている、その周辺には公民館、あるいはいろいろと施設があると思いますが、できればこれ以上の使い方の稼働率を上げる施策について、前の市長との覚書の面積、1階、2階の配置図そのままの面積じゃなくて、もう少し地元ともっと使えるように併設した形の対応をお願いしたいと思ひますし、もしその水防センターが稼働するときに、この駐車場等の周辺の整備は、その関連としてどう考えているのか、お尋ねしたいと思ひます。

議長（小川勝範君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） すみません、まだ具体的にこれから設計を計上して行いますし、地元ともよく協議をして、そして使いやすい施設にしていきたいと思っておりますので、今後検討をする予定になっていると思ひます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 若園五朗君。

17番（若園五朗君） 今までの新堀川の整備、あるいは陳情等の協議する事項が、今回、正式にはこういうような覚書が出てきたわけでございますので、これ以上の規模の予算なり、その適正規模の範囲内で、その地域の方がこの施設を災害以外に使えるような施設に位置づけできるような方向で十分検討をお願いしたいと思ひます。詳細については、また総務委員会の方でいろいろと議論したいと思ひます。以上です。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第83号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第10、議案第83号平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第84号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第11、議案第84号平成21年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第85号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第12、議案第85号平成21年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第86号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第13、議案第86号平成21年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラン）事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第87号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第14、議案第87号平成21年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第88号について（質疑）

議長（小川勝範君） 日程第15、議案第88号市道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第75号から議案第88号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

散会の宣告

議長（小川勝範君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。大変御苦労さんでした。

散会 午後3時19分

